



インターネットでの情報提供	
提供予定日	4月9日(水)

平成26年4月8日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
(動物愛護センター) 生活衛生課	乳肉・動物指導係	村瀬 真子	058-272-1986 (直通) 内線 2564
(野生鳥獣リハビリセンター) 自然環境保全課	生物多様性係	安藤 英之	058-272-8231 (直通) 内線 2700

## 「岐阜県動物愛護センター」の開所について

県には、これまで保健所で収容した犬・猫を飼育して県民の方へ譲渡をする専用施設がありませんでしたが、このたび、人と動物が共生する地域社会の実現を目指して、「収容した犬・猫の譲渡推進」、「動物愛護の普及啓発」及び「被災動物の救援」を主な機能とする動物愛護センターを開所しますので、お知らせします。

記

### 1 動物愛護センター概要

#### ○施設概要

<所在地> 美濃市片知<sup>カタジ</sup>593

<電話> 0575-34-0050

<敷地面積> 約3,455㎡

<建物面積> 324㎡(木造平屋建て)

<収容可能数> 犬 5頭、猫 10頭

(譲渡可能な犬・猫を一時飼養する「飼養管理室」分のみ)

<施設構成> 犬猫飼養管理室・経過観察室、検査室、トリミング室、多目的ホール、ドッグラン等

#### ○利用案内

<開館時間> 午前9時30分から午後4時30分まで

<休館日> 毎週火曜日、祝祭日、12月29日から1月3日まで

### 2 動物愛護センターの主な機能

#### ○収容した犬・猫の譲渡推進

- ・保健所から受け入れた犬・猫を飼育し、一般県民等へ譲渡する。
- ・譲渡する犬・猫には、不妊去勢手術を行い、マイクロチップを装着(※)する。

(譲渡目標は、年間で犬60頭、猫120頭)

※飼い主には飼っている動物の所有者を明示する責任があり、環境省は動物愛護法の改正(H25.9.1施行)において、耐久性の高い所有者識別装置としてマイクロチップ装着の義務化を検討中。

### ○動物愛護の普及啓発

- ・途中で飼育を放棄することのないよう、犬・猫の飼育や基本的なしつけ方法等に関する研修会や「譲渡前講習会」を開催する。
- ・動物愛護フェスティバル等、犬・猫とのふれあいを通じ、正しい知識やマナーを伝達する。

### ○被災動物の救援

- ・災害時にペットも避難する場合を想定した避難訓練等を行う。
- ・被災動物救援拠点として、被災用テントなどの資材を確保し保管する。

### ○野生鳥獣リハビリセンターを併設

- ・けがを負った希少な鳥（オオタカ、ハヤブサなど）の野生復帰のための飼育及び訓練を行う。

## 3 開所式

平成26年4月23日（水） 午後1時30分から2時30分まで（雨天決行）

<式典>

知事式辞、来賓祝辞、テープカット、下牧保育園園児による和太鼓演奏等

※式典終了後、大木トオル氏(国際セラピードッグ協会長)による講演会を開催します。

## 4 その他

開所に先立ち、内覧会を行います。

日 時：4月9日（水）、10日（木）午前10時から正午まで、午後1時から3時まで

対 象：地域住民、関係者（獣医師会会員等）及び報道関係者

申込み：不要

<地図>

